

岡山県公報		発行 岡山県	
		目次	
目次		担当課（室）	
【告示】		環境管理課	
○ 特定施設の設置許可申請		長寿社会課	
○ 指定居宅サービス事業者等の指定		治山課	
○ 保安林の指定の解除		〃	
○ 保安林の指定施業要件の変更予定		会計課	
○ 岡山県収入証紙売りさばき場所の変更		県民生活交通課	
【公告】			
○ 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請			
○ 〃			
○ 〃			
○ 〃			
○ 〃			
【選挙管理委員会】		選挙管理委員会	
○ 不在者投票を行うことができる施設の指定の一部改正			
(県例規集登載)			

◎岡山県告示第四百十三号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定により申請のあった特定施設の設置の許可申請の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年八月一日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

1 申請の概要

(1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

名 称 株式会社岡山村田製作所

住 所 瀬戸内市邑久町福元77

氏 名 代表取締役社長 中 島 規巳

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

名 称 株式会社岡山村田製作所

所在地 瀬戸内市邑久町福元77

平成 2 9 年 8 月 1 日 岡山県公報 第 1 1 9 1 0 号

(3) 特定施設に関する事項

区 分		廃 止		新 設		新 設		新 設		新 設	
種 類		63－ホ 廃ガス洗浄施設（Ｂ）		63－ホ 廃ガス洗浄施設 （ＡＯ）		65 酸又はアルカリによる 表面処理施設（ＡＬ）		65 酸又はアルカリによる 表面処理施設（ＡＭ）		65 酸又はアルカリによる 表面処理施設（ＡＮ）	
能 力		360m ³ ／分		10m ³ ／分		14.4m ³ ／日		同左		1 m ³ ／日	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		－		許可後直ちに		同左		同左		同左	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		－		工事着手後 1 週間		同左		同左		同左	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		－		工事完成後 1 週間		同左		同左		同左	
使用時間間隔及び 1 日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		連続24時間		同左		同左		同左		同左	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに当該汚水等の通常量及び最大の量	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量（m ³ ／日）	3.5	4.5	2	2.5	10.1	14.4	同左		0.1	0.2
	p H	6.0～6.5	6.0～6.5	6.5～7.5	6.5～7.5	9～11	9～11	2～5	2～5	7～12	7～12
	B O D（mg／L）	<3	3	同左		50	75	1	2	1	5.5
	C O D（mg／L）	<5	5			100	125	2	3	2	80
	S S（mg／L）	<5	5			5	7.5	同左		同左	
	油 分（mg／L）	－	－			10	15				
	T－N（mg／L）	－	－			3	4.5	<3	3	<3	20
	T－P（mg／L）	－	－			0.1	0.2	<0.1	0.2	同左	
	F e（mg／L）	－	－			－	－	2	3	－	－

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第 1 の号番号及び名称とする。

平成 2 9 年 8 月 1 日 岡山県公報 第 1 1 9 1 0 号

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

区 分		変 更 前				変 更 後			
工 場 又 は 事 業 場 に お け る 施 設 番 号		N o . 3 工 程 排 水 処 理 施 設				同 左			
種 類 及 び 型 式		工 程 排 水 処 理				同 左			
構 造		鉄 筋 コ ン ク リ ー ト				同 左			
主 要 寸 法		18.8m × 33.0m × 5.0m				同 左			
能 力		759m ³ ／日				同 左			
処 理 の 方 法		凝 集 沈 殿 , p H 調 整				同 左			
工 事 着 手 予 定 年 月 日		－				同 左			
工 事 完 成 予 定 年 月 日		－				同 左			
使 用 開 始 予 定 年 月 日		－				平成29年 9 月 1 日			
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		連続24時間				同 左			
使用時間における当該汚水等の処理前後及びその間の汚水等の状態の通常値並びに最大値の概要	区 分	処 理 前		処 理 後		処 理 前		処 理 後	
		通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m ³ ／日)	609.1	656.7	609.1	656.7	607.6	654.7	607.6	654.7
	p H	6～9	6～9	6～8.1	6～8.1	同 左			
	B O D (mg／L)	20	20	9	14				
	C O D (mg／L)	32	32	9	14				
	S S (mg／L)	250	250	16	16				
	油 分 (mg／L)	5	5	5	5				
	T－N (mg／L)	14	14	12	14				
	T－P (mg／L)	5	5	1.4	2				
	P b (mg／L)	0.2	0.2	0.1以下	0.1				
	ほう素 (mg／L)	0.4	4	0.4	4				
	ふっ素 (mg／L)	4	8	4以下	8以下				
	アンモニア, アンモニウム化合物, 亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg／L)	14	14	12	14				

平成 2 9 年 8 月 1 日 岡山県公報 第 1 1 9 1 0 号

区 分		変 更 前				変 更 後			
工 場 又 は 事 業 場 に お け る 施 設 番 号		N o . 4 工 程 排 水 処 理 施 設				同 左			
種 類 及 び 型 式		工 程 排 水 処 理				同 左			
構 造		鉄 筋 コ ン ク リ ー ト				同 左			
主 要 寸 法		18. 5m × 15. 2m × 6. 0m				同 左			
能 力		1, 500m ³ / 日				同 左			
処 理 の 方 法		凝 集 沈 殿 , p H 調 整				同 左			
工 事 着 手 予 定 年 月 日		－				同 左			
工 事 完 成 予 定 年 月 日		－				同 左			
使 用 開 始 予 定 年 月 日		－				平 成 29 年 9 月 1 日			
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		連続24時間				同 左			
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要	区 分	処 理 前		処 理 後		処 理 前		処 理 後	
		通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m ³ / 日)	697. 1	941. 2	697. 1	941. 2	717. 4	970. 2	717. 4	970. 2
	p H	6～9	6～9	6～8. 1	6～8. 1	同 左			
	B O D (mg / L)	20	20	9	14				
	C O D (mg / L)	32	32	9	14				
	S S (mg / L)	250	250	16	16				
	油 分 (mg / L)	5	5	5	5				
	T - N (mg / L)	14	14	12	14				
	T - P (mg / L)	5	5	1. 4	2				
	P b (mg / L)	0. 2	0. 2	0. 1以下	0. 1				
	ほう素 (mg / L)	0. 4	4	0. 4	4				
	ふっ素 (mg / L)	4	8	4以下	8以下				
	アンモニア, アンモニウム化合物, 亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg / L)	14	14	12	14				

(5) 排水口に関する事項

排 水 口 番 号	A			
区 分	変 更 前		変 更 後	
	通 常	最 大	通 常	最 大
水 量 (m ³ /日)	2,786.2	3,276.9	2,805	3,303.9
p H	6～8.5	6～8.5	同左	
B O D (mg/L)	7	9		
C O D (mg/L)	7	9		
S S (mg/L)	12	20		
油 分 (mg/L)	1	7		
T－N (mg/L)	9	14		
T－P (mg/L)	0.9	1.5		
P b (mg/L)	0.1以下	0.1以下		
C r ⁶⁺ (mg/L)	0.005以下	0.005以下		
全C r (mg/L)	0.01以下	0.01以下		
C u (mg/L)	0.3以下	0.3以下		
F e (mg/L)	1以下	1以下		
ほう素 (mg/L)	0.2	2		
ふっ素 (mg/L)	2以下	5		
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg/L)	3.0	10.0		

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期 間 平成29年 8 月 1 日から同月22日まで
- (2) 場 所 岡山県環境文化部環境管理課及び瀬戸内市役所

◎岡山県告示第四百十四号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文及び第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者及び指定介護予防防サービス事業者を指定した。

平成二十九年八月一日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

松尾設備工業株式会社

2 所在地

岡山県久米郡美咲町久木二三〇一四

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

松尾設備工業株式会社

2 所在地

岡山県久米郡美咲町久木二三〇番地の一四

三 指定年月日

平成二十九年八月一日

四 介護保険事業所番号

三三七三八〇〇六二六

五 サービスの種類

福祉用具貸与

特定福祉用具販売

介護予防福祉用具貸与

特定介護予防福祉用具販売

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

いずみの里

2 所在地

平成 2 9 年 8 月 1 日 岡山県公報 第 1 1 9 1 0 号

岡山県総社市泉一番地二二三

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

医療法人弘友会

2 所在地

岡山県総社市小寺九九五番地の一

三 指定年月日

平成二十九年八月一日

四 介護保険事業所番号

三三七〇八〇一三五三

五 サービスの種類

特定施設入居者生活介護

介護予防特定施設入居者生活介護

◎岡山県告示第四百十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成二十九年八月一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 解除に係る保安林の所在場所

浅口市金光町地頭下一〇九八の五、一〇九九の四、一一〇〇の二、一一〇〇の三
保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

◎岡山県告示第四百十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成二十九年八月一日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
備前市西片上字岡ノ上一九八七

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、関係書類を岡山県庁及び備前市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第四百十七号

岡山県財務規則（昭和六十一年岡山県規則第八号）第七十二条第一項の規定により、平成二十九年七月二十六日付けで、次の岡山県収入証紙売りさばき人に係る売りさばき場所の変更を承認した。

平成二十九年八月一日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

売 り さ ば き 人	所 在 地	地
名称及び代表者の氏名 岡山県行政書士自動車業務センターセ ンター長 藤井 薫	岡山市中区沢田三五五番地一	変更後の売りさばき場所 岡山市中区沢田三五五番地一

〔三二七〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があつた。

平成二十九年八月一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあつた年月日

平成二十九年七月十四日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人なゆか

三 代表者の氏名

富田美千代

四 主たる事務所の所在地

浅口市鴨方町本庄六三二番地一

五 定款に記載された目的

この法人は、ノーマライゼーションの理念に基づき、広く一般県民に対して障害者への理解と交流の促進を図るとともに、心身障害者（児）に対して楽しく触れ合うことができる場と機会を用意し、また、そこでの活動を通して肢体不自由者（児）、重症心身障害者（児）の支援を行い、本人及び家族・養育者の生活サポートに寄与することを目的とする。

六 変更する事項

その他の事業の種類及びその他の事業に関する事項

〔三二八〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があつた。

平成二十九年八月一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあつた年月日

平成二十九年七月十八日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人もっこクラブ

三 代表者の氏名

角野 則夫

四 主たる事務所の所在地

津山市新野東五五七番地二

五 定款に記載された目的

この法人は、障害を持って生活している者の社会復帰の促進及びその自立と社会参加を促進するため、ノーマライゼーションの理念に基づき、自立した生活を地域社会において営むことができるように社会復帰等に関する事業を行い、地域社会の発展に寄与することを目的とする。

六 変更する事項

役員に関する事項

〔三二九〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があつた。

平成二十九年八月一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあつた年月日

平成二十九年七月十八日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人津山しらうめの会

三 代表者の氏名

伴 喜左男

四 主たる事務所の所在地

津山市椿高下九九番地一

五 定款に記載された目的

この法人は、障害者（特に精神障害者）に対し、社会自立するための地域活動支援事業を行い、障害者並びにその家族が健やかに過ごせる社会の実現に寄与することを目的とする。

六 変更する事項

役員に関する事項

〔三三〇〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があつた。

平成二十九年八月一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあつた年月日

平成二十九年七月十九日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人NPOきらめき広場

三 代表者の氏名

奥津一富美

四 主たる事務所の所在地

新見市哲西町矢田三六〇四番地

五 定款に記載された目的

この法人は、市民、行政、企業による協働のまちづくり及び地域づくりの推進に関する事業を行い、もって新しく良質な住民サービスの提供や生活環境の向上を図り、潤いと喜びを持って生活できるまちづくりと豊かで活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とする。

六 変更する事項

特定非営利活動に係る事業の種類及び役員に関する事項

〔三三一〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があつた。

平成二十九年八月一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあつた年月日

平成二十九年七月十九日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人シルバライフサポートもも

三 代表者の氏名

中通 義信

四 主たる事務所の所在地

美作市入田三九一番地一尾関コーポ一〇一号

五 定款に記載された目的

この法人は、高齢者や障害者に対して、理容や美容業に関する事業を行い、理容所の無い山間部（交通手段の無い地域）や寝たきり老人や身体障害者の自宅や、その他施設等を訪問しての、ヘアークット・顔そり・顔面エステ等の理容・美容サービスを通じて、心身をリラックスしてもらい、引きこもりをなくし外出を促し心身とも健康な生活に寄与することを目的とする。

また、訪問時に御用を聞き、買い物や訪問時に電球交換等の単純作業を行い、生活の一部をサポートしていくとともに、高齢化過疎地農家で、農業の担い手なく已むなく放置したままの休耕地を活用し、地元住民と協力し農作物の生産、販売を一括して、休耕地をなくし、雇用と経済活動の活性化を促し、過疎化に歯止めをかけることを目的とする。

六 変更する事項

役員に関する事項

〔三三二〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があった。

平成二十九年八月一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあった年月日

平成二十九年七月二十五日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人高齢者介護研究会のどか宅老所

三 代表者の氏名

矢山 修一

四 主たる事務所の所在地

津山市神戸二六二番地一

五 定款に記載された目的

この法人は、高齢者、障害者に対して、デイサービス、ショートステイ、入所事業、ホームヘルパー派遣の各種のサービスを提供し、利用者の生活の助長、心身機能の維持向上、家族の介護負担の軽減を図るとともに利用者の在宅生活を支援していく。同時に福祉機器の研究開発に関する事業を行い、福祉の増進に寄与することを目的とする。

六 変更する事項

役員に関する事項

◎岡山県選管告示第四十九号

平成二年岡山県選管告示第八十一号（不在者投票を行うことができる施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成二十九年八月一日

岡山県選挙管理委員会

委員長 藤 原 健 補

表病院の項中「笠岡市今立二五四三」を「笠岡市園井二二六三」に改める。